様式第36号の1

**債務負担行為を設定した委託契約に係る特則**

（債務負担行為に係る契約の特則）

第１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第２条　債務負担行為に係る契約の前金払については、設計業務等委託契約書の条項（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、約款同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは、「当該会計年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の約款第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の約款第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当額（　　　　　　円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の約款第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第35条第３項の規定を読み替えて準用する。

　（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第３条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

２　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額≦業務委託料相当額×９／10

　　　　　　　　　　　　－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

　　　　　　　　　　　　－｛業務委託料相当額－（前年度までの履行高予定額＋履行高超過額）｝

　　　　　　　　　　　　×当該会計年度前払金額／当該会計年度の履行高予定額

３　各会計年度において部分払いを請求できる回数は、次のとおりとする。

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　回

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　回

　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　回